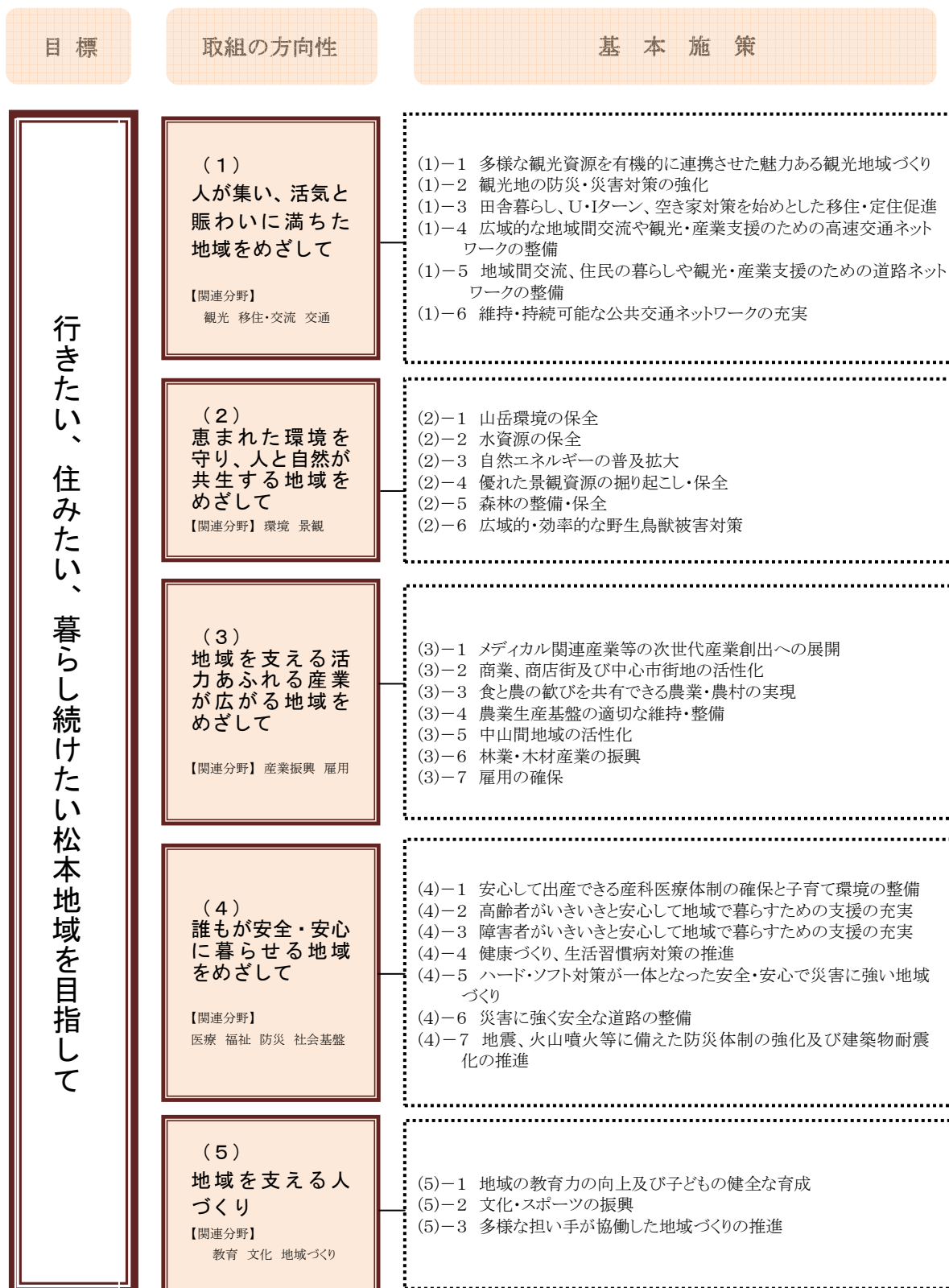


## 5 取組の方向性（基本施策）

4に掲げた地域目標を目指し、地域の特性や課題を踏まえた施策を総合的に推進するため、取組の方向性を5つに体系化し、方向性ごとの基本施策を整理しました。



## (1) 人が集い、活気と賑わいに満ちた地域をめざして

### ◆基本施策(1) - 1

#### 多様な観光資源を有機的に連携させた魅力ある観光地域づくり

##### 現状

- ・ 松本地域には、豊かな自然、温泉、歴史的文化遺産など日本を代表する多くの観光資源があります。また、特徴ある芸術・文化、スポーツ活動が盛んで、知名度の高いイベントも開催されています。
- ・ 近年、松本地域の観光地延利用者数は1,000万人前後で推移してきましたが、平成23年は、連続テレビ小説「おひさま」等の放映効果により1,109万人に増加しました。
- ・ 日帰り客の割合が年々増加しており、松本地域の平成23年の宿泊客の割合は25.8%となっています。
- ・ 松本地域の平成23年の外国人宿泊者数は25千人で、最近5年間で約2.3倍に増加しています。

##### 課題

- ・ 圏域、市村を越えた広域観光を推進し、魅力ある観光地域づくりが必要です。
- ・ 観光客の視点に立ったホスピタリティの向上を図る必要があります。



##### 目指す姿

日本を代表する豊かな自然、多様な文化資産を活かした魅力ある観光地域づくりを目指します。

##### 施策の方向性

- ① 観光資源の再発見と効果的な情報発信による広域観光を推進します。
- ② 地域資源を有機的に結んだ魅力ある周遊観光を推進します。
- ③ 観光客の視点に立ったホスピタリティの向上を図ります。

##### <具体的な施策・取組例>

###### ■ 県

- ・ 優れた山岳観光や農業・産業等の体験型観光、魅力ある安全で安心な「食」や「温泉」など新たな観光資源の洗い出しと創造、それらを利用した新たな滞在型観光を推進します。
- ・ 信州まつもと空港や平成26年度の北陸新幹線の金沢延伸に合わせた、広域ルートや利便性のある二次交通のあり方を検討し、プロモーション活動により誘客を促進します。
- ・ 環境に優しいウォーキング、自転車、電気自動車や公共交通機関の利用による「エコ旅」を推進します。
- ・ 外国人旅行者を含めた観光客の視点に立ったおもてなしの向上による観光地の活性化を図ります。

###### ■ 市村

- ・ 魅力ある観光資源の発掘とそれを活用した観光プランを提供します。
- ・ 独創的な集客力のあるイベントの開催など文化・芸術、スポーツ活動の充実を図ります。
- ・ 地域の多様な観光情報を共有し、旅行者へ発信します。
- ・ 外国人観光客向け観光コンテンツ開発や情報発信の充実等により、受入体制の整備を推進します。
- ・ 住民参加の地域全体によるおもてなしの意識の醸成を図ります。

## ◆基本施策（１）－２

### 観光地の防災・災害対策の強化

#### 現状

- ・ 松本地域は、上高地を始め多くの山岳観光地に恵まれており、登山者も年々増加傾向にある一方、山岳遭難が増加しています。また、地形が急峻な箇所では、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生しています。
- ・ 特に、上高地は、土砂災害や焼岳の火山噴火等の発生時には、アクセス道路が寸断され、観光客が足止めされる事態が懸念されます。

#### 課題

- ・ 被災した観光客の安全確保を図るとともに、特に、外国人旅行者に対する避難場所や避難経路の周知が必要です。
- ・ 孤立予想地域における情報伝達手段・備蓄を確保する必要があります。
- ・ 増加する登山者の安全対策を講ずる必要があります。
- ・ 砂防、治山施設整備等のハード対策や避難連絡体制の構築などのソフト対策が一体となった減災対策が必要です。



#### 目指す姿

観光地における地震や火山噴火などの自然災害等に備え、施設整備など安全対策を講じるとともに、危機管理体制を整備し、関係防災機関との緊密な連携を構築することにより、観光客の安全・安心を確保します。

#### 施策の方向性

- ① 観光地における防災意識の醸成を図ります。
- ② 観光地における自主防災組織の設置・育成を支援します。
- ③ 焼岳の火山防災対策を推進します。
- ④ 登山者の安全対策に努めます。
- ⑤ 土砂災害等、対策が必要な危険箇所の整備を推進します。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 関係市町村、観光協会、観光事業者等に対するリスクマネジメント研修を実施し、観光地における防災意識の醸成を図ります。
- ・ 観光地の自治組織、観光施設の管理者が取り組む自主防災組織の設置・育成を支援します。
- ・ 「焼岳火山噴火対策協議会」を通じて、関係防災機関との緊密な連携の下、焼岳火山防災訓練の実施及び火山防災マップの作成など、焼岳火山防災対策を推進します。
- ・ 北アルプス南部地区山岳遭難防止対策協会が行う山岳遭難の未然防止及び遭難者の捜索救助活動などの取組を支援します。
- ・ 登山者の安全確保を目的として、地元関係団体等が行う登山道の維持・補修等の取組を支援します。
- ・ 土砂災害等の対策が必要な危険箇所については、ハード・ソフト両面から対策を進めます。また、国の機関や市村と協力して減災対策に取り組みます。

#### ■ 市村

- ・それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を実施します。
- ・観光地の自治組織、観光施設の管理者に働き掛け、自主防災組織の設置を支援し、災害時の観光客への避難体制を整備します。
- ・「焼岳火山噴火対策協議会」を通じ、関係防災機関との緊密な連携の下、焼岳火山防災訓練の実施及び火山防災マップの作成など、焼岳火山防災対策を推進します。
- ・北アルプス南部地区山岳遭難防止対策協会が行う山岳遭難の未然防止及び遭難者の捜索救助活動などの取組を支援します。
- ・登山者の安全確保を目的として、関係団体等とともに登山道の整備・維持・補修等の取組を進めます。

## ◆基本施策（１）－３

### 田舎暮らし、U・Iターン、空き家対策を始めとした移住・定住促進

#### 現状

- ・ 松本地域は、三大都市圏から比較的近距离にあり、豊かな自然環境と良好な生活環境を有しており、移住先として非常に高い人気があります。
- ・ 各市村が独自の施策によって移住実績を積み上げており、今後、広域的な取組を進めることによって、更に移住者を増やす可能性を有しています。
- ・ なお、県では移住・交流人口を増やしていくための行動計画として、また、市町村や関係団体が互いに協働して取り組むための指針として、平成24年3月に「長野県移住・交流推進戦略」を策定しました。

#### 課題

- ・ 人口減少の中で、移住者などの増加を通して活力に満ちた地域づくりに取り組む必要があります。
- ・ 県や市村、民間団体の役割分担や活動領域を明確にし、相互の連携体制を構築する必要があります。



#### 目指す姿

人口減少社会の中で、移住者などの増加を通して、活力に満ちた地域を目指します。

#### 施策の方向性

- ① 移住希望者へのワンストップによる対応を推進します。
- ② 移住後の就業、創業を支援します。
- ③ 移住後の住居等生活環境の整備を進めます。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 田舎暮らし案内人、移住専門相談員による移住希望者へのワンストップのサポートを実施します。
- ・ 空き家等活用情報システムを運用し、移住希望者に対して空き家情報を発信します。
- ・ U・Iターン希望者に対し、県内企業等の求人情報を提供し、県内企業への就職を促進します。
- ・ 信州型住宅リフォーム促進事業などにより、移住後の住居等生活環境の整備を進めます。
- ・ 就農サポート事業などにより、移住後の就業、創業を支援します。
- ・ 県中小企業振興センターに設置している総合相談窓口を通じて、創業に関する相談・助言をワンストップで行います。
- ・ その他、市村とともに「長野県移住・交流推進戦略」に基づいた、移住希望者の状況に応じた情報発信などの施策を推進します。

##### ■ 市村

- ・ 空き家等を有効活用するため、空き家等の情報を収集し、移住希望者に対して発信します。
- ・ NPO法人ふるさと回帰支援センターの会員として移住セミナーを開催し、移住希望者への情報発信を行います。
- ・ 移住後の生活全般に関するフォローアップを図ります。

◆基本施策（１）－４

広域的な地域間交流や観光・産業支援のための高速交通ネットワークの整備

現状

- ・ JR 中央東線の松本～新宿間は、最速で上り 2 時間 25 分、下り 2 時間 26 分となっています。
- ・ 信州まつもと空港では、FDA ジェット機による札幌、福岡への毎日運航が行われています。なお、就航先での広報活動及び利用者支援の充実等によって、利用者数は着実に増加しています。
- ・ 松本地域は、高速交通網の整備が遅れており、中部縦貫自動車道や松本糸魚川連絡道路の整備促進・推進が望まれています。なお、中部縦貫自動車道については、平成 23 年 12 月及び平成 24 年 1 月の関東地方整備局事業評価監視委員会で事業継続が了承されました。また、松本糸魚川連絡道路については、平成 23 年度にこれまでの調査や関係機関との協議を踏まえ、起点部分の概略ルート帯を発表し、地元への説明を実施したところです。

課題

- ・ 中央東線の松本～新宿間の高速化（目標 2 時間以内）に向け、山梨県内の線路の急カーブ・急勾配や首都圏の過密ダイヤ（三鷹～立川の複々線化）の解消が課題となっています。
- ・ 中央東線の高速化が求められる一方、乗り心地や景色を楽しむ観光路線に相応しい車両の導入も期待されています。
- ・ 信州まつもと空港の利用を促進するために、FDA の安全で安定的な運航確保のための対策、国際定期便の運行を含めた路線の拡大や複便化、チャーター便の積極的な誘致、空港への二次交通の確保などが求められています。
- ・ 中部縦貫自動車道の長野県内区間の整備の促進が求められています。
- ・ 地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路の起点部のルートの地元定着と早期の整備着手が求められています。
- ・ リニア中央新幹線や北陸新幹線の整備計画等を踏まえ、アクセス等利便性向上のための高速交通ネットワークの整備が求められています。



目指す姿	J R 中央東線の高速化、信州まつもと空港の利用促進及び地域高規格道路等の整備を進め、広域的な地域間交流の促進や観光・産業を支える総合的な高速交通ネットワークの拡充を目指します。
<p>施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 中央東線の高速化             <ul style="list-style-type: none"> <li>① J R 中央東線の高速化の早期実現と利便性・快適性と観光路線としての魅力の向上を求める取組を推進します。</li> </ul> </li> <li>◇ 信州まつもと空港の利用促進             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 信州まつもと空港の利用促進の取組を推進します。</li> <li>② 国際・国内チャーター便の誘致を積極的に進めます。</li> <li>③ 航空機の安全運航のため、滑走路等の空港施設の整備を行います。</li> </ul> </li> <li>◇ 高規格道路等の整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 広域道路整備基本計画に基づき、東信方面、大町・糸魚川方面、高山・福井方面等への広域道路網の充実を図ります。</li> </ul> </li> </ul>	

<具体的な施策・取組例>

◇ 中央東線の高速化

■ 県

- ・ 市村等と連携し、中央東線高速化促進広域期成同盟会を通じ、JR東日本に対して高速化の早期実現と利便性・快適性と観光路線としての魅力の向上を要請します。

■ 市村

- ・ 県等と連携し、中央東線高速化促進広域期成同盟会を通じ、JR東日本に対して高速化の早期実現と利便性・快適性と観光路線としての魅力の向上を要請します。

◇ 信州まつもと空港の利用促進

■ 県

- ・ 関係者が相互に連携し一体となった利用促進の取組を推進します。
- ・ 信州まつもと空港利用促進協議会等を通じて市町村等と連携し、県内外におけるPR活動及び定期便利用促進キャンペーンの取組、空港を活用した観光ルート確立のための取組等を推進します。
- ・ 関係団体と連携し、チャーター便の誘致を推進します。
- ・ 関係機関と協力し、空港への二次交通の確保を図ります。
- ・ 老朽化した滑走路等の空港施設の計画的な整備を進めます。

■ 市村

- ・ 信州まつもと空港利用促進協議会等を通じて県等と連携し、県内外におけるPR活動及び定期便利用促進キャンペーンの取組、空港を活用した観光ルート確立のための取組等を推進します。
- ・ 関係団体が一体となったチャーター便の誘致を推進します。

◇ 高規格道路等の整備

■ 県

- ・ 高規格幹線道路 中部縦貫自動車道の整備を促進します。
- ・ 地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路の整備を推進します。

■ 市村

- ・ 中部縦貫自動車道、松本糸魚川連絡道路の必要性を訴え、整備を促進します。



◆基本施策（１）－５

地域間交流、住民の暮らしや観光・産業支援のための道路ネットワークの整備

現状

- ・ 人口集中、経済産業活動及び観光による車両の集中により、市街地の幹線道路を中心に渋滞が発生しています。
- ・ 周辺地域、中山間地の集落及び観光地などを結ぶ連絡道路や地域間交流を促進し、観光や産業を支援するための道路の整備が求められています。
- ・ 道路施設の老朽化に伴い維持管理費が増加しています。

課題

- ・ 市街地の渋滞解消、地域間交流の促進、観光・産業支援のための道路を優先して整備する必要があります。
- ・ 環境への配慮、健康増進、中心市街地の活性化の観点から、高齢者、子ども、観光客などが安心して利用できるゆとりある自転車・歩行者環境の整備、ネットワーク化が求められています。
- ・ 中部縦貫自動車道や松本糸魚川連絡道路、直轄国道の整備に関連したアクセス道路整備及び周辺道路網の強化が必要です。
- ・ 既存道路の有効活用や住民との協働によるアダプトシステムを推進する必要があります。



目指す姿	<p>○住民の暮らしや観光・産業支援及び地域間交流・連携を強化するための道路ネットワークを形成します。</p> <p>○道路混雑の解消に向けて、円滑な交通ネットワークを構築するとともに、高齢化社会にも対応した安全で快適な道路環境を提供します。</p>
<p>施策の方向性</p> <p>① 地域住民の暮らしや観光・産業を支えるため、国道や県道の幹線道路網や生活道路などの整備を推進します。</p> <p>② 市街地等の混雑緩和に資する道路整備を推進します。</p> <p>③ 歩道の整備を推進します。</p> <p>④ 維持管理の充実により既存ストックの有効活用と長寿命化を推進します。</p>	

<具体的な施策・取組例>

■ 県

- ・ 松本都市圏総合都市交通計画に基づいた道路の改良及び街路の整備を推進します。
- ・ 国県道の交通ネック箇所の整備を推進し、円滑な交通ネットワークを構築します。
- ・ 地域間交流促進のための中山間地の国・県道の整備を進めます。
- ・ 通学路などの歩道未整備箇所の整備を推進します。
- ・ アダプトシステム、長寿命化計画の策定、橋梁耐震補強・修繕整備を推進します。

■ 市村

- ・ 国県道の交通ネットワークを補完する周辺道路の整備を推進します。
- ・ 市街地等における渋滞緩和を図り、高齢者・子ども・観光客等が安心して歩行・自転車利用のできる道路環境の整備を推進します。



## ◆基本施策（１）－６

### 維持・持続可能な公共交通ネットワークの充実

#### 現状

- ・ 道路交通法の改正等に起因する規制緩和により、旅客運送事業の競争が激化したこと等に  
伴い、経営改善のため赤字バス路線等の廃止・縮小が進む中、市村では公営バスを運行する  
など独自の交通システムの導入による「地域の足」の確保に努めています。
- ・ 地域鉄道であるアルピコ交通上高地線の鉄道施設の老朽化が進む一方、利用者数は概ね順  
調に推移しています。

#### 課題

- ・ 中山間地域や過疎地域における維持・持続可能な公共交通ネットワークの充実が求められ  
ています。
- ・ バス・鉄道など地域の公共交通を維持し、持続可能なものとするためには、住民要望等を  
踏まえた利用率の向上が不可欠となっています。
- ・ アルピコ交通上高地線の安全かつ安定的な運行を確保するためには、利用者ニーズを踏ま  
えた利便性の向上や鉄道施設の安全対策が必要です。
- ・ 北陸新幹線へのアクセス強化のための篠ノ井線（篠ノ井～塩尻間）の利便性向上が課題と  
なっています。



#### 目指す姿

地域の公共交通ネットワークの維持・改善によって、快適で安全な暮らしを支える交通基盤を確保します。

#### 施策の方向性

- ① 地域内のバス運行、デマンド交通の確保・維持を図ります。
- ② 地域鉄道の安全かつ安定的な運行の確保と在来線の利便性向上に向けた取組を進めます。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 市村と連携し、コミュニティバス、デマンド交通、村営バスの運行を支援します。
- ・ 地域公共交通協議会へ参画し、地域公共交通システムの維持・確保に必要な助言を行います。
- ・ 地域鉄道及び在来線について、市村と連携し、利用者ニーズに応じたダイヤの見直しなど利便性向上を促すととともに、上高地線については安定した運行の確保、サービス向上を図るため、設備整備の促進を図ります。

##### ■ 市村

- ・ コミュニティバス、デマンド交通、村営バスの運行を維持します。
- ・ 地域公共交通協議会において、地域公共交通システムの維持・確保を進めます。
- ・ 地域鉄道及び在来線について、県と連携し、利用者ニーズに応じたダイヤの見直しなど利便性向上を促すととともに、上高地線については安定した運行の確保、サービス向上を図るため、設備整備の促進を図ります。

## (2) 恵まれた環境を守り、人と自然が共生する地域をめざして

### ◆基本施策(2) - 1

#### 山岳環境の保全

##### 現状

- ・ 松本地域は豊かな自然に恵まれ、国立公園に1地域、国定公園に1地域、県立自然公園に3地域が指定され、また、郷土環境保全地域には8地域が指定されています。
- ・ 上高地や乗鞍岳ではマイカー規制により、山岳観光地における自然環境の保全と利用者の快適な利用環境の確保が図られています。
- ・ 山岳環境の保全を図るため、山小屋トイレの整備、登山道の整備などが、国の補助事業等を活用しつつ進められています。
- ・ 多様な生態系、希少な野生動植物が確認されている一方で、ニホンジカ等による高山植物等の食害や特定外来生物の繁殖拡大の問題が生じています。

##### 課題

- ・ 上高地や乗鞍岳におけるマイカー規制、美ヶ原における一般車両乗り入れ禁止等の山岳環境保全対策と観光客の快適な利用との調整が必要です。
- ・ 山小屋し尿処理対策の推進と山岳地域における水環境の保全を図る必要があります。
- ・ 管理者が不明確な登山道や遊歩道を維持する必要があります。
- ・ 野生動物による食害や外来植物の侵入から高山植物等を保護する対策を検討する必要があります。



##### 目指す姿

松本地域の恵まれた山岳自然環境を守り、地域の宝として次世代に引き継ぐとともに、地域の魅力ある観光資源として有効活用し、地域の活性化を図ります。

##### 施策の方向性

- ① 国立公園における自動車利用の適正化を進めます。
- ② 山小屋のし尿処理対策を推進し、山岳環境の保全を図ります。
- ③ 登山道を維持管理し、登山者の安全確保を図ります。
- ④ 高山植物等の保護対策を進め、生物の多様性の確保を図ります。

##### <具体的な施策・取組例>

###### ■ 県

- ・ 「上高地自動車利用適正化連絡協議会」、「乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会」における国、市、地元関係者等との協議の下、国立公園における自動車利用の適正化を進めます。
- ・ 「山岳観光地におけるし尿処理対策研究会」での山小屋の適切なし尿処理の研究など、山岳環境保全対策を進めます。
- ・ 市村等が行う自然公園施設等の整備を支援します。
- ・ 希少野生動植物を保護し、生物多様性を確保するための取組を進めます。

###### ■ 市村

- ・ 「上高地自動車利用適正化連絡協議会」、「乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会」における国、県、地元関係者等との協議の下、国立公園における自動車利用の適正化を進めます。
- ・ 「山岳観光地におけるし尿処理対策研究会」での山小屋の適切なし尿処理の研究など、山岳環境保全対策を進めます。
- ・ 国定公園や自然歩道における自然とのふれあいを図るため、歩道、園地、休憩所等の整備を進めます。
- ・ 地域住民と一体となった生物多様性確保のための取組を進めます。

## ◆基本施策（2）－2

### 水資源の保全

#### 現状

- ・ 松本地域の地下水は、工業・農水産業・水道などに利用されているほか、「安曇野わさび田湧水群」、「まつもと城下町湧水群」、「平出の泉」などは、名水として観光資源にもなっています。
- ・ 松本地域の水道 37 箇所(用水供給 1、上水道 10、簡易水道 21、専用水道 5)のうち、27 箇所が地下水を、16 箇所が地表水を水道水源としています。(注 複数の水源を用いている水道があります。)
- ・ 松本盆地における地下水の賦存量の減少、地下水位の低下が指摘されており、その保全・涵養を図るための取組が始まっています。
- ・ 目的が不明な土地取引による水源の独占、大量取水による地下水位の低下などは、全国的にも議論されています。

#### 課題

- ・ 住民の生活に不可欠な水資源を良好な状態に維持していくため、涵養も含めた水資源の持続的な保全を図る必要があります。
- ・ 市町村の境を越えて分布する地下水については、広域的な取組が必要です。
- ・ 水資源を保全するために、有効に機能する規制のあり方について検討する必要があります。
- ・ 水資源を涵養する水源林など、水源地域を適切に管理する必要があります。



#### 目指す姿

水資源やこれを涵養する水源林は、県民の生活に不可欠な県民共有の貴重な財産であり、これの持続的な保全を図ります。

#### 施策の方向性

- ① 水資源の現状、現行規制の課題などを把握整理し、地域における水資源保全のあり方について検討し、水資源の保全対策を進めます。
- ② 水源地域における土地取引等の事前届出制度を適切に運用するとともに、地下水の取水に関する規制のあり方について検討します。
- ③ 水源林の保安林指定や公有林化による公的な管理など、水源地域の適切な管理に向けて取り組みます。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 「アルプス地域地下水保全対策協議会」、「水資源保全対策松本地域連絡会議」において、市村等とともに、水資源の現状を把握し、水資源の保全方法を検討するなど、水資源の保全のための取組を進めます。
- ・ 水資源保全のための規制について調査研究するとともに、水資源を涵養する水源林等の管理方法についても研究します。

##### ■ 市村

- ・ 「アルプス地域地下水保全対策協議会」、「水資源保全対策松本地域連絡会議」において、県とともに、水資源の現状を把握し、水資源の保全方法を検討するなど、水資源の保全のための取組を進めます。
- ・ 水資源保全のための規制について調査研究するとともに、水資源を涵養する水源林等の管理方法についても研究します。

## ◆基本施策（２）－３

### 自然エネルギーの普及拡大

#### 現状

- ・長野県地球温暖化防止県民計画の温室効果ガス削減目標△６％（２０１２年度 対 １９９０年度）の達成に向け、業務・産業・家庭・運輸等の各部門における取組が進められています。
- ・電力需給の逼迫への懸念を背景に、「さわやか信州省エネ大作戦」による節電・省エネの取組のほか、自然エネルギーの本格的な導入拡大が展開されようとしています。
- ・松本地域の資源（太陽光、小水力等）を活かした自然エネルギーの普及等を目指し、「自然エネルギーネットまつもと」が設立されるなど、地域の取組が始まっています。

#### 課題

- ・技術開発の動向も見極めながら、経済的に利用できる地域の自然エネルギー資源を把握する必要があります。
- ・地域の資源を活かした自然エネルギー施設の設置及び普及拡大を図る必要があります。
- ・自然エネルギー関連ビジネスを育成・振興する必要があります。
- ・自然エネルギーの自給自足（エネルギーセキュリティの向上）を目指した地域社会を構築する必要があります。



#### 目指す姿

自然エネルギーを普及拡大し、新たなエネルギー供給体制を構築する中で、地域産業の振興や地域社会の活性化を図ります。

#### 施策の方向性

- ① 地域の自然エネルギーの賦存量や未利用のエネルギーの活用について研究します。
- ② 地域の資源を活かした自然エネルギー施設の導入を支援します。
- ③ 自然エネルギー事業を活用した地域産業の振興を図ります。
- ④ 地域で生産された自然エネルギーを地域で利用するコミュニティづくりを支援します。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・「自然エネルギー推進研究会」において、市村と自然エネルギーの普及についての情報交換や共同研究を行うとともに、自然エネルギー地域協議会「自然エネルギーネットまつもと」等の民間団体と協働して、自然エネルギーの普及拡大の研究を進めます。
- ・太陽光エネルギー、小水力エネルギー、木質バイオマスエネルギーなど地域資源を活用した自然エネルギーの利用を促進します。
- ・自然エネルギーの導入促進事業を推進し、自然エネルギーを活用した地域社会・経済の活性化を図ります。
- ・自然エネルギーを活用した地域づくり事業を支援します。

##### ■ 市村

- ・「自然エネルギー推進研究会」において、県と自然エネルギーの普及について情報交換や共同研究を行うとともに、自然エネルギー地域協議会「自然エネルギーネットまつもと」等の民間団体と協働して、自然エネルギーの普及拡大の研究を進めます。
- ・太陽光や太陽熱など自然エネルギーを利用した住宅用発電システムなどの設備・施設の導入を支援します。
- ・自然エネルギーの導入促進事業を推進し、自然エネルギーを活用した地域社会・経済の活性化、地域づくりを進めます。

## ◆基本施策（2）－4

### 優れた景観資源の掘り起こし・保全

#### 現状

- ・ 松本地域は、豊かな自然景観や松本城等に代表される歴史的な建築物、屋敷林等の景観が残されています。
- ・ 松本城周辺では、都市計画の高度地区の指定により、建築物の高さを制限するなど、積極的な景観保全に係る取組が進められています。
- ・ 安曇野地域では、北アルプスの山並み、田園風景及び点在する屋敷林などが眺望できる国道147号などの沿道が景観形成重点地域に指定されています。
- ・ 平成18年に松本市、平成22年に安曇野市がそれぞれ景観行政団体に移行し、地域の実情に応じた細やかな景観育成を実施しています。
- ・ 松本地域では、景観育成住民協定が県内で最も多く、30地区で締結されており（H24.4.1現在）、住民主体の景観を育成するための取組が行われています。
- ・ 平成24年4月1日現在、24名の地域景観リーダー及び31名の松本地域景観育成サポーター（松本地域のみの登録制度）により、地域における自主的な景観育成活動などの取組が行われています。

#### 課題

- ・ 松本地域の豊かな景観が、歴史・文化・風土により育まれてきた貴重な財産であることを認識し、優れた景観資源の掘り起こしとともに、その優れた景観資源が失われないように保全するための取組が求められています。
- ・ 景観資源は、これを意識しない場合、たやすく失われてしまうおそれがあることから景観資源が大事なものであることについて、地域住民の理解・意識の醸成が必要です。



#### 目指す姿

松本地域の景観資源を保全し、地域の宝として次世代に引き継ぐとともに、魅力ある観光資源として有効活用を図ります。

#### 施策の方向性

- ① 地域の優れた景観資源の掘り起こしを行います。
- ② 地域の優れた景観資源の保全を行います。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 広域的な景観の育成に取り組むとともに、市村が行う景観育成の取組を支援します。
- ・ 松本地域景観育成サポーターの登録を促進するとともに、サポーター同士の情報交換の場として運営会議を開催するなど、その活動を支援します。
- ・ 景観育成住民協定を推進するため、協定締結団体への支援を実施します。

##### ■ 市村

- ・ 基礎的自治体として、景観の育成の中心的な役割を担い、地域の特色に応じたきめ細やかな取組を進めます。



## ◆基本施策（2）－5

### 森林の整備・保全

#### 現状

- ・ 松本地域の森林のうち約 59%が民有林で、その約 5 割が森林整備などの管理を必要とする人工林となっています。森林の内訳は、カラマツ、アカマツが多く、また間伐による整備を必要としている 40～60 年生の森林が多くを占めています。
- ・ 特に、アカマツについては松くい虫による被害が拡大しており、山地を保全し、森林景観を維持するために、被害の拡大防止対策が実施されています。
- ・ 松本地域の山域は多くの河川等の水源地帯となっていますが、急峻な地形あるいは脆弱な地質により台風、集中豪雨等による土砂崩壊や流出等の自然災害を受けやすい森林が多くなっています。
- ・ 松本地域では、森林づくり県民税を活用した里山の間伐や森林（もり）の里親契約（13 件）など、県民の協力や県内外の企業等との協働による森林づくりが進められています。

#### 課題

- ・ 森林整備の対象となる所有者をまとめ、計画的・効率的な整備（間伐）が必要です。
- ・ 山地防災、森林景観の維持などに重要なアカマツ林保全のための松くい虫対策が必要です。
- ・ 森林の土砂災害防止機能が発揮されるよう、災害に強い森林づくりを推進することが求められています。
- ・ 県民や県内外企業を始め、多くの人の理解と協力のもと、森林づくりを推進する必要があります。



#### 目指す姿

豊かな自然環境と潤いのある生活環境を守る健全な森林を形成することにより、持続可能な社会の基盤づくりを目指します。

#### 施策の方向性

- ① 求められる機能を発揮する多様な森林づくりに向けた計画的な間伐を進めます。
- ② 守るべき松林を守るため、松くい虫被害拡大防止対策や森林整備などを集中的に実施します。
- ③ 治山施設整備と森林整備を一体的に進めます。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 市村と連携して、森林づくりアクションプランに基づき、木材生産を積極的に行う林業経営団地を設定して計画的な間伐を進めます。
- ・ 市村と連携して、守るべき松林を守るため、各地域の状況に応じて松くい虫被害木の伐倒駆除、薬剤散布、樹種転換などの対策を総合的に進めます。
- ・ 地域住民の安全・安心を守るため、治山事業による施設整備と森林整備を組み合わせ「災害に強い森林づくり」を進めます。
- ・ 森林づくり県民税を活用した森林づくりや森林（もり）の里親契約の新たな契約増加等に積極的に取り組みます。

##### ■ 市村

- ・ 森林所有者の取りまとめを推進し、林業経営団地の設置や間伐の実施を進めます。
- ・ 松くい虫被害の防除計画を定め、隣接市村と連携して防除対策を総合的に実施します。
- ・ 森林（もり）の里親契約等に積極的に取り組み、交流を図りつつ森林づくりを進めます。



## ◆基本施策（2）－6

### 広域的・効率的な野生鳥獣被害対策

#### 現状

- ・ 松本地域における野生鳥獣による農林業被害は主にニホンジカ、サル、カラスによるもので、被害額全体の57%を占めています。特にニホンジカについては生息数が増加しているとともに生息域が拡大しています。
- ・ 松本地域の農林業被害額は、農業では水稻・野菜・果樹、林業ではヒノキ、カラマツの被害を中心に約1.5億円前後で推移しています。
- ・ ニホンジカ等の大型獣の狩猟を行っている第1種銃猟の狩猟登録者が、年々減少するとともに高齢化し、捕獲対策に支障をきたしています。
- ・ ツキノワグマの人里への出没が多くなっており、人身被害の発生が懸念されています。
- ・ 被害集落では、国や市の補助事業を活用した野生動物侵入防止柵や捕獲わなの設置等により総合的な被害防止対策が進められています。

#### 課題

- ・ 数が著しく増加しているニホンジカ等の鳥獣について、個体数調整及び狩猟による捕獲を実施し、農林業被害の軽減及び自然環境への影響の軽減を図る必要があります。
- ・ 隣接した市町村等との広域・効率的な取組（防護柵の設置・県境を越えた捕獲等）を推進する必要があります。
- ・ 野生鳥獣肉を地域の有用な資源として活用するジビエの取組が期待され、衛生的で安全に消費者へ提供するための方法やルートづくりなどが求められています。
- ・ 野生鳥獣による深刻な農林業被害を軽減するため、新規狩猟者確保へ向けた支援策を拡充する必要があります。



#### 目指す姿

野生鳥獣による農林業被害を軽減するため、防除対策、捕獲対策を推進するとともに、地域住民自らが被害対策に取り組む体制づくりを支援することにより、野生鳥獣との適切な共存を目指します。

#### 施策の方向性

- ① ニホンジカの捕獲を促進します。
- ② 狩猟者の確保、育成を図ります。
- ③ 被害集落が行う防除・捕獲対策等を支援します。
- ④ ジビエの取組を推進します。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 市村等と連携し、第3期特定鳥獣保護管理計画（平成23年度～28年度）によるニホンジカの捕獲（年間2,820頭、前期計画比3.8倍）を着実に進めます。
- ・ 防除・捕獲、生息環境対策を総合的に実施するとともに、市村等と連携し、被害防止計画を作成し、被害防止活動、捕獲対策を推進します。また、試験研究機関において新たな技術や有効な対策について研究するとともに、関係団体間での情報共有、意見調整を行い、ニホンジカ等の個体数調整を効果的に進めます。
- ・ 美ヶ原ニホンジカ個体数調整広域行政連絡協議会（松本市、上田市、長和町、県ほかで構成）による捕獲の促進等の検討を進めます。

- ・ 捕獲者の確保・育成を図るため、わな・鉄砲などの狩猟免許の取得・所持に対する支援を行います。
- ・ 被害集落が行う野生鳥獣の防除・追い払い対策を支援します。
- ・ 獣肉処理施設の整備に要する経費に対する支援など、ジビエの取組を推進します。

■ 市村

- ・ 県等と連携し、第3期特定鳥獣保護管理計画によるニホンジカの年間捕獲を着実に進めます。
- ・ 防除・捕獲、生息環境対策を総合的に実施するとともに、県等と連携し、被害防止計画を作成し、被害防止活動、捕獲対策を推進します。また、関係団体間での情報共有、意見調整を行い、ニホンジカ等の個体数調整を効果的に進めます。
- ・ 美ヶ原ニホンジカ個体数調整広域行政連絡協議会による捕獲の促進等の検討を進めます。
- ・ 松本広域鳥獣被害防止総合対策協議会（松本地域7市村他で構成）による捕獲の促進・農業被害対策等の検討を進めます。
- ・ 国庫事業の活用等により、野生動物の侵入防止柵の設置を進めます。
- ・ 捕獲したシカ肉等を有効活用したジビエの普及に向けた取組を推進します。

### (3) 地域を支える活力あふれる産業が広がる地域をめざして

#### ◆基本施策(3) - 1

##### メディカル関連産業等の次世代産業創出への展開

###### 現状

- ・ 松本地域の製造業の出荷額は、全県の33.2%を占めており、10広域圏別で1位の工業集積地域となっています。なお、出荷額全体の68.4%をパソコンや電子部品等の電子・電気・情報の3業種が占めています。(平成22年)
- ・ また、ICT(情報通信技術)産業の集積地でもあり、事業所数及び従業者数は10広域圏別で2位となっています。(平成21年)
- ・ 県では、未来を拓く次世代産業の創出・集積強化を目指し、平成24年3月「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」(平成24年度～28年度)を策定し、有望な3分野として「健康・医療」「環境・エネルギー」「次世代交通」を掲げ、重点的な戦略を展開します。
- ・ 松本地域には、メディカル産業支援センターが設置(平成23年9月)されるとともに、信州大学医学部と松本歯科大学の医学系学術機関、健康づくりを目的に栄養と運動を学ぶ松本大学人間健康学部が所在する等の環境から、ヘルスケア関連産業の事業化を目指す松本地域健康産業推進協議会が設立される等、「健康・医療」分野の「メディカル関連産業」の創出への展開が特に期待されます。

###### 課題

- ・ 松本地域の製造業は輸出依存度が高く円高の影響を受けやすく、また、グローバル化の進展に伴う生産拠点の海外シフトによる地域産業の空洞化も懸念されることから、次世代産業の創出による将来的な経営基盤の強化が課題となっています。
- ・ 期待される「メディカル関連産業」では、「医療機器(ハード)」を開発するとともに、ICT等を活用した「サービス(ソフト)」の開発が課題となっています。
- ・ 支援機関等が連携した支援や自治体の協力の下、新技術・製品・サービス開発を促進する必要があります。



###### 目指す姿

松本地域が「メディカル関連産業」と「健康長寿(健康寿命延伸)」の先進地となることを目指します。

###### 施策の方向性

- ① 産学官(コーディネータ)連携により、ICT等を活用したサービスを含めた地域企業の取組を支援します。
- ② 販路開拓を支援します。
- ③ 企業誘致を促進します。

###### <具体的な施策・取組例>

###### ■ 県

- ・ 県工業技術総合センター、メディカル産業支援センター、市村、支援機関、医療機関等と連携し、ICT等を活用したサービスを含めた地域企業の事業展開を支援します。

- ・ 県中小企業振興センター、市村、支援機関等と連携し、地域企業の販路開拓を支援します。
- ・ 新たな産業の集積を目指し、地域企業の特色ある技術やサービスと市村が整備する産業（工業）団地等の情報発信を積極的に行います。

■ 市村

- ・ 各市村が策定した工業振興計画等に基づいた施策を引き続き展開します。

（支援態勢の整備、産学連携等の仕組みづくり、新技術・新製品等の開発支援、企業立地と立地環境の整備、人材の育成と確保など）

## ◆基本施策（3）－2

### 商業、商店街及び中心市街地の活性化

#### 現状

- ・ 大型店の進出（松本地域の大型店の売場面積シェア 67.3%、県全体では 60.5%（平成 24 年 3 月末現在））に加え、現下の経済情勢による消費低迷、後継者不足や経営不振の廃業等による商店の減少等により、中心市街地の衰退や、商店街の活力低下が進んでいます。
- ・ 松本地域の空き店舗率は、平成 23 年度は 8.5%（全県と同率）で、平成 20 年度の 5.7% から増加しています。
- ・ 高齢化の進行や既存店舗の衰退により、県内では約 52～80 千人のいわゆる「高齢買物弱者」が発生しています。（平成 22 年度生活必需品買物環境実態調査）

#### 課題

- ・ 商店街の空き店舗対策などにより、商店街の活力を再生し、中心市街地の活性化を図る必要があります。
- ・ 消費者ニーズを的確に捉えた、魅力的で個性のある店舗づくりが求められています。
- ・ 後継者の確保や創業者の育成が必要です。
- ・ 買物弱者解消に向けた取組を通じた既存店舗の振興を図る必要があります。



#### 目指す姿

地域住民にとって魅力ある商業、商店街となり、地域コミュニティのよりどころとしての中心市街地の活性化を図ります。

#### 施策の方向性

- ① 松本地域の特色ある地域資源を活かした個店、商店街の魅力向上による賑わいのあるまちづくりを進めます。
- ② 起業意欲のある者の創業の積極的支援による地域経済の活性化を進めます。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 空き店舗の有効活用や中心市街地の活性化に取り組むリーダー等の育成により地域商業の活性化を図ります。
- ・ 買物弱者解消に向けた商店街等の事業者の取組を支援します。
- ・ 小規模事業者の振興と安定を図るため、商工会等が行う小規模事業者への経営改善普及事業を支援します。
- ・ 金融機関、信用保証協会等と協調した融資あっせんにより、中小企業の経営基盤を強化し、信用力の弱い中小企業の資金調達を円滑化します。
- ・ 県内で新たに設立された中小法人の法人事業税一部課税免除により、創業後の経営基盤を強化します。
- ・ 県中小企業振興センター内に相談窓口を設置し、創業前後で一貫したサポートを実施します。

##### ■ 市村

- ・ 商店街のあり方を研究する活動や商店街活動を強化する事業や、商店街の賑わいを創出する様々な取組への支援を通じて、商店街活性化を図ります。
- ・ 事業者が商店街の空き店舗を借りて出店する場合の家賃補助等を通じて、商店街の空き店

舗の解消を促進します。

- ・ 創業前の相談や育成事業、開業後のフォローアップ事業等により、新規開業者等の企業を一貫して支援します。
- ・ 金融機関、信用保証協会等と協調した融資あっせんにより、中小企業の経営基盤を強化し、信用力の弱い中小企業の資金調達を円滑化します。
- ・ 買物弱者支援については、1地区の課題解決をモデルケースに、他地域に展開できる対策の検討等を行います。



### ◆基本施策（3）－3

#### 食と農の歓びを共有できる農業・農村の実現 ～選ばれる産地へ～

##### 現状

- ・ 松本地域では、昼夜の大きな気温差、長い日照時間といった気象条件と充実したかんがい施設等により、多様なおいしい農畜産物が生産されてきました。さらに整備が進んだ物流システムにより、新鮮なおいしさをそのままに消費者に供給できる産地として発展してきました。
- ・ しかし、近年、販売価格の低迷や生産資材等の高騰、農業従事者の高齢化の進捗により生産構造が脆弱化してきています。

##### 課題

- ・ おいしくて新鮮な松本地域の農畜産物の魅力を消費者に向けて情報を発信する必要があります。
- ・ 良質な農畜産物を活かした加工品の開発のほか、消費者との距離を縮める流通・販売面へのさらなる取組が求められています。
- ・ 「環境にやさしい農業」や「GAP（適正農業管理）」など、消費者の安全・安心の期待に応える、環境や衛生管理に配慮した農業への取組の面的な広がりが求められています。
- ・ 食の大切さ、地域の農業や農村の必要性などを地域住民に十分理解をいただくため、食育と地産地消を推進する必要があります。
- ・ 農業従事者の高齢化により生産構造が脆弱化し、農業生産力や農村の集落機能の低下が懸念されます。



##### 目指す姿

松本地域の農業が消費者に支持される産地として活性化し、地域住民皆が笑顔で豊かな時を過ごせる農村を目指します。

##### 施策の方向性

- ① おいしくて新鮮な松本地域の農畜産物の魅力を活かした生産振興を進めます。
- ② 消費者の豊かな食生活を築くとともに農家所得の増大を図るため、生産～加工～販売まで一体化又は他産業と連携した「6次産業化」を推進します。
- ③ 消費者ニーズに応えた環境にやさしい農畜産物の生産、GAP等への取組を一層進めます。
- ④ 地域の食と農業・農村を住民全体で守る意識を持ち、活動できる社会を構築するため、食育と地産地消を進めます。
- ⑤ 地域の担い手を明確にし、担い手への農地利用集積を進めるとともに、地域の農業従事者それぞれの特長を活かし、地域住民や産業の理解と協力を得ることができる生産体制等の構築を推進します。

##### <具体的な施策・取組例>

###### ■ 県

- ・ 「おいしい信州ふーど（風土）」を共有・発信し、地産地消と県外等における消費拡大を図るとともに、長野県原産地呼称管理制度の認証農産物・信州プレミアム牛（プレミアム）、信州伝統野菜（ヘリテイジ）、県オリジナル品種（オリジナル）等の生産拡大を支援します。
- ・ 研修会等を開催し、農業者の6次産業化を支援するとともに、必要となる加工・販売施設等の整備に対しては六次産業化法に基づく国の支援策の情報提供や制度資金の活用などを

支援します。

- ・ 環境にやさしい農産物認証制度、GAP、環境農業直接支援対策等への取組を市村、国、農業団体等と連携して進め、環境負荷の軽減の促進や安全・安心確保を図ります。
- ・ 地産地消を進めるため、直売所、地元市場と連携し、消費者、農業者が本来の食と農の姿について共有できる場の設置を支援します。
- ・ 将来の地域農業のあり方を内容とする「人・農地プラン」の作成支援を通じて、集落の中心となる担い手の確保・育成や農地利用集積などを進め、持続的な農業生産体制の構築や農村機能の維持を図ります。

■ 市村

- ・ 集落の徹底的な話し合いを通じて「人・農地プラン」を作成し、担い手の確保・育成や農地の利用集積などを進め、持続的な農業・農村の振興を図ります。
- ・ 農畜産物を広くPRするとともに、農業者の6次産業化を進め、必要となる加工・販売施設等の環境整備については国の補助施策等と連携して支援します。
- ・ 環境、安全、安心に配慮した農業を国、県等の施策と連携して推進します。
- ・ 学校、保育所等における食育及び農業体験を推進します。
- ・ 各地域の特性を活かした農畜産物の生産・販売を促進し消費者のニーズに沿った生産・販売体制の確立を図ります。

◆基本施策（3）－4

農業生産基盤の適切な維持・整備

現状

- ・ 松本地域の農業生産基盤の整備は、昭和 40 年代から進められた国営・県営のかんがい排水事業中信平地区の実施により、穂高から塩尻に至る梓川左右岸一帯の地域へのかんがい用水が確保されるとともに、水田地帯のほ場整備や畑地帯のかんがい施設整備が実施されてきました。
- ・ 昭和 50 年代後半から長野自動車道の建設にあわせ平坦地域のほ場整備が一気に進みました。
- ・ 国・県営のかんがい排水事業安曇野地区により、安曇野地域の排水施設の整備が進められました。
- ・ 平成 17 年度から国営かんがい排水事業中信平二期地区により、老朽化の進んだ梓川頭首工を始めとする中信平の基幹的な用水路の改修が行われています。

課題

- ・ 老朽化した石綿管の破損が頻発しており、畑地かんがい施設を計画的に更新する必要があります。
- ・ 開田されたまま未整備の水田地帯では、耕作条件が悪く、農地の保全及び流動化を図るための道水路等の整備が必要となっています。
- ・ 農村地域の排水被害を防止し、農業用水を安定確保するため、農業用水利施設を整備する必要があります。
- ・ 担い手農家の高齢化や農業集落機能の低下等により、農地や農業用水利施設などの保全管理を行うとともに、長寿命化対策が適切に行える体制づくりが求められています。



**目指す姿** 県下有数の米、野菜、果樹の産地としての高い生産力の維持・競争力の強化を目指します。

施策の方向性

- ① 畑地かんがい施設の更新を進めます。
- ② 水田の区画整理を進めます。
- ③ 農業用水利施設の整備を進めます。
- ④ 農業用水利施設などの保全管理や長寿命化対策を、地域ぐるみで取り組む体制づくりを支援します。

<具体的な施策・取組例>

■ 県

- ・ 畑地かんがい施設の計画的な更新を進めます。
- ・ 安定した担い手（経営体）を育成するため、経営体育成基盤整備事業により、水田の区画整理を進めます。
- ・ 農村地域の排水被害の防止・農業用水の安定確保のための基幹農業用水利施設の整備を進めます。
- ・ 市村と連携し、農業用水利施設などの保全管理を図る共同活動及び施設の長寿命化を図る向上活動を支援します。

■ 市村

- ・ 農業用水の安定確保のための農業用水利施設の整備を進めます。
- ・ 県と連携し、農業用水利施設などの保全管理を図る共同活動及び施設の長寿命化を図る向上活動を支援します。

## ◆基本施策（3）－5

### 中山間地域の活性化

#### 現状

- ・ 中山間地域では特に、過疎化・高齢化の進行、野生鳥獣による被害や遊休農地の増加等により、農業生産や集落機能の低下が懸念されています。
- ・ 中山間地域農業直接支払交付金の活用により遊休農地の発生防止、景観保全及び集落機能の維持に努めてきています。
- ・ これらの活動を受け継ぐ若者が育たず、集落の維持が限界に近いところもあります。
- ・ 平成24年度から、国の施策として「集落単位で今後の中心となる経営体の位置付けや農地の集積計画を内容とした『人・農地プラン』の作成」の取組が始まっています。
- ・ 野生動物による農作物被害対策については、ここ数年国庫交付金を活用して、侵入防止柵設置への取組が始まっています。

#### 課題

- ・ 土地利用型農業により農業経営をしていくためには条件的に不利な地域が多く、安定した農業経営を図るためには、付加価値の高い地域特産物の探索・開発や高収益性品目の導入が必要となっています。
- ・ 農畜産物の価格低迷が続く中、農畜産物の高付加価値化による収益性の向上が課題となっています。
- ・ 農業者、住民の高齢化が進み、農業従事者の減少による労働力不足、耕作放棄地の増加、集落機能の低下、多面的機能の低下が課題であり、集落営農の組織化や新たな人的支援が求められています。



#### 目指す姿

美しい農村風景を守るとともに、人の営みを活性化し、皆が暮らしたい農村を目指します。

#### 施策の方向性

- ① 農業経営の安定化を図るため、収益性の高い施設栽培等の導入検討を行い、集約的農業を推進します。
- ② 里山の特徴を活かした農林産物の導入を検討し、それを核として加工、販売まで行う農業の6次産業化を推進します。
- ③ 農業と商工業と連携して加工品等の特産品の開発を行い、農業を核とした地域産業の活性化を図ります。
- ④ 集落営農の組織化、新規就農者の確保・育成等を推進します。
- ⑤ 都市農村交流による農作業体験、農村滞在の受入れ等により地域の活性化を図ります。
- ⑥ 中山間地域の多面的機能の発揮の維持を支援し、美しい農村を守ります。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 市町村が集落毎に作成する「人・農地プラン」作成支援を通じて、集落営農の組織化、新規就農者(法人を含む)の確保・育成、集約的農業の導入を支援します。
- ・ 新品目導入等による耕作放棄地の解消を推進します。
- ・ 農畜産物等の高付加価値化を推進します。
- ・ 農業の6次産業化、農商工連携を推進します。
- ・ 情報発信等により都市農村交流を推進します。
- ・ 中山間地域等農業直接支払制度の活用等を支援し、地域が一体となった中山間地域の食と

農業農村を守る取組を推進します。

■ 市村

- ・ 人・農地プランの作成を通じて集落営農の組織化や新たな担い手の確保に努めます。
- ・ 国の「耕作放棄地再生利用緊急対策」等も活用し、耕作放棄地の再生等を実施するものに対する支援を行います。
- ・ 中山間地域の資源・立地条件を活かした営農方法や新規導入の研究を支援し、農畜産物の高付加価値化を推進します。
- ・ 農業の6次産業化、農商工連携を推進します。
- ・ 体験学習の開催、農園の提供などの都市農村交流を推進します。
- ・ 中山間地域等農業直接支払制度の活用等を通じて、地域が一体となって中山間地域の食と農業農村を守る取組を推進します。

## ◆基本施策（3）－6

### 林業・木材産業の振興

#### 現状

- ・ 林業・木材産業は、その産業活動が持続的に行われることにより森林の多面的機能が十分に発揮されることに加え、循環型資源である林産物を供給することなどから、持続可能な社会を支える重要な産業となっています。
- ・ 木材価格が長期にわたり低迷し、地域の林業・木材産業の活力が低下しています。
- ・ 近年、世界的な木材需給動態の変化や県内の森林資源の充実等を背景に、素材生産量の増加の兆しが見られます。
- ・ 松本地域はカラマツ・アカマツの割合が多く、その利活用に向けて研究開発などの取組が進められています。

#### 課題

- ・ 施業地の集約化や路網整備による施業の効率化や低コスト化を推進するとともに、林業労働力を確保する必要があります。
- ・ 素材生産量をさらに増加させるとともに、これに対応した流通加工体制づくりが求められています。
- ・ 木材製品の利用開発と販路拡大するとともに、木質バイオマスエネルギー利用を推進する必要があります。



#### 目指す姿

守り育ててきた松本地域の森林資源を、次世代に引き継ぐとともに、有効活用し、林業を再生することで地域の活性化を図ります。

#### 施策の方向性

- ① 林業経営団地を設置し木材を搬出するための路網整備を進めます。
- ② 高性能林業機械の導入を促進するとともに、担い手となる林業労働力の確保を図ります。
- ③ 搬出間伐を進め、素材生産量を増やします。
- ④ 地産地消の体制づくりなど地域材の需給の拡大に向けた検討を進めます。
- ⑤ 地域材の利活用や木質バイオマスエネルギー利用の推進に努めます。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 市村、林業事業者等と連携し、林業経営団地を設置して林業経営の基盤となる林内路網の整備を進めます。
- ・ 長野県林業労働力確保支援センターと連携し、森林整備の担い手の確保及び林業事業者への就業支援、林業技術者の育成等を進めます。
- ・ 市村、森林組合、森林所有者等と連携し、搬出間伐を推進し、素材生産量の増加を図ります。
- ・ 事業者・事業者等と連携し、地産地消の体制づくりなど需給拡大に向けた検討を進めます。
- ・ 市村等と連携し、木質バイオマスエネルギーの利用拡大と普及啓発等を進めます。

##### ■ 市村

- ・ 県、林業事業者等と連携し、林業経営団地を設置して林業経営の基盤となる林内路網の整備を進めます。
- ・ 県、森林組合、森林所有者等と連携し、搬出間伐を推進し、素材生産量の増加を図ります。
- ・ 公共建物等における木材の利用促進に関する方針を策定し、木材利用を積極的に進めます。
- ・ 県等と連携し、木質バイオマスエネルギーの利用拡大と普及啓発等を進めます。



## ◆基本施策（3）－7

### 雇用の確保

#### 現状

- ・ 松本地域の有効求人倍率は、平成 21 年 5 月及び 6 月の 0.37 倍を底に、全体的には緩やかな回復傾向が見られるものの、依然として厳しい状況が続いています。
- ・ 事業規模の縮小等により人員整理を行った事業所は、平成 20 年のリーマンショック以降減少傾向にありましたが、急激な円高や震災の影響等により平成 23 年度は 32 件（前年同期比 +15 件）801 人（前年同期比 +112 人）と前年度より増加しています。
- ・ 林業の就業者数は減少傾向にあり、今後の林業の再生に向けて必要な就業者の確保は十分とはいえない状況にあります。
- ・ 農業では従事者の高齢化が進み、生産構造が脆弱化してきています。

#### 課題

- ・ 企業誘致の促進や新産業の創出などにより、新たな雇用の場を確保する必要があります。
- ・ 若年者・就職困難者への就業支援や求人開拓等の取組を推進する必要があります。
- ・ 林業労働力を確保するとともに、高度な林業技術者の養成及び定着が課題となっています。
- ・ 農業従事者の減少による労働力不足への対策が必要です。



#### 目指す姿

若年者、就職困難者の就職を積極的に支援するとともに、企業誘致の促進、新たな産業、創業による雇用創出を支援します。また、林業、農業への就業支援を推進します。

#### 施策の方向性

- ① 企業誘致の促進、新たな産業、創業による雇用創出を支援します。
- ② 就職困難者の就職を支援します。
- ③ 林業への新規就業者に対して支援するとともに、高度な技術を持った担い手の育成を促進します。
- ④ 新規就農者の確保・育成、都市農村交流による農作業体験・農村滞在の受入れ等を推進します。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 企業誘致の促進、産学官連携によるメディカル関連産業等の新たな産業、創業による雇用創出を支援します。
- ・ 求人開拓員による職業紹介事業により就職困難者の就職を積極的に支援します。
- ・ 林業就業者に対する就業準備、研修費用、労働条件の改善に対して支援します。
- ・ 市町村が集落毎に作成する「人・農地プラン」作成支援を通じて、集落営農の組織化、新規就農者（法人を含む）の確保・育成、集約的農業の導入を支援します。

##### ■ 市村

- ・ 各市村が策定した個別の工業振興計画等に基づいた施策を引き続き展開し、雇用創出を支援します。
- ・ 人・農地プランの作成を通じて集落営農の組織化や新たな担い手を確保に努めます。

## (4) 誰もが安全・安心に暮らせる地域をめざして

### ◆基本施策(4) - 1

#### 安心して出産できる産科医療体制の確保と子育て環境の整備

##### 現状

- ・ 人口 10 万人当たりの医師、看護師数は県平均を上回っているものの、一方で、分娩医療機関数は減少傾向にあり、地域偏在も生じています。(11 機関(平成 18 年) → 6 機関(平成 24 年))
- ・ 松本地域の認可保育所は、98 施設、定員 12,155 人(平成 24 年 4 月 1 日現在)で、待機児童はゼロとなっています。また、近年増加傾向にあった保育所入所児童数に占める 3 歳児未満児童数の割合は 19.1%(平成 24 年)となり、前年より減少しています。(平成 22 年-18.0%、平成 23 年-20.6%)
- ・ 松本地域の放課後児童クラブの登録児童数は、近年横ばいで推移してきましたが、平成 24 年度は増加しました。なお、待機児童はゼロとなっています。

##### 課題

- ・ 産科医療体制の確保及び地域で取り組んでいる産科医療(分娩医療機関と健診協力医療機関)の機能分担について住民へ周知する必要があります。
- ・ 子育て支援センター等による未就学(園)児をもつ家庭の子育て支援を充実する必要があります。
- ・ 放課後児童クラブの休日、長期休暇中の時間延長、高学年の受入れ等、多様化するニーズへの対応が求められています。



目指す姿	産科医療提供体制の確保、子育てに対する不安・負担の解消や仕事と家庭の両立などを図りながら、社会全体で安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。
<p>施策の方向性</p> <p>① 安心して出産できる産科医療体制を維持するため、地域住民への広報等を通じ、小児科・産科医療機関における機能分担の推進を図ります。</p> <p>② 子育てと仕事の両立支援、安心して子育てができる環境整備を推進します。</p>	

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会において、地元医師会、信州大学医学部、市村等とともに「共通診療ノート」の作成・配布、地域住民への広報活動などの取組に協力します。
- ・ 通常保育以外の休日保育等への補助、市村の実施する地域福祉事業(子育て支援)に要する経費の補助、認可保育所・保育行政事務指導監査、認可外保育施設立入調査などを行い、安心して子育てができる環境整備を推進します。

##### ■ 市村

- ・ 松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会において、地元医師会、信州大学医学部、県等と連携し「共通診療ノート」の作成・配布、地域住民への広報活動などに取り組みます。
- ・ 出産・育児に関する各種健診及び相談事業により子育て支援を推進します。
- ・ 多様化するニーズに対応した保育施策の充実を図ります。
- ・ 児童館や子育て支援センターの整備やファミリーサポート事業などの児童福祉サービスの充実を図ります。

◆基本施策（４）－２

高齢者がいきいきと安心して地域で暮らすための支援の充実

現状

- ・ 松本地域の高齢化率は、県全体とほぼ同じ状況で推移しています。平成 24 年 4 月は 25.1% で、平成 19 年同期と比較して 2.3 ポイント増加しており、高齢化が進行しています。
- ・ 1 人当たりの介護保険給付費（松本 21,417 円、県 20,865 円、平成 22 年度）及び 1 人当たりの老人医療費（松本 817,263 円、県 770,558 円、平成 22 年度）は、県平均を上回っています。
- ・ 松本地域における特養待機者数は 1,007 人（平成 24 年 3 月）と高い値を示しています。

課題

- ・ 健康で活動的な高齢期を過ごすための健康づくりや予防施策を推進する必要があります。
- ・ いきいきと安心して地域で暮らし続けることができるための支援体制を充実する必要があります。
- ・ 適切な介護サービスのための事業者実地指導を充実する必要があります。



目指す姿	高齢者が「いきいきと活動し健康長寿の喜びを実感できる社会」、介護が必要になっても「誰もが自分らしく安心して住みなれた地域で暮らせる社会」を目指します。
<p>施策の方向性</p> <p>① 老人保健福祉計画・第 5 期介護保険事業支援計画（平成 24 年度～26 年度）に基づき、県、市村、松本広域連合等関係機関が連携し、必要な施設の計画的整備を支援するとともに、介護保険の円滑な運営を図ります。</p> <p>② シニア大学松本学部の運営等、長野県長寿社会開発センター松本支部事業を通じ、高齢者の生きがいと健康づくりを増進し、積極的な社会参加活動の推進に努めます。</p>	

<具体的な施策・取組例>

■ 県

- ・ 老人保健福祉計画・第 5 期介護保険事業支援計画（平成 24 年度～26 年度）に基づいて、29 人以下の特養など、市村が行う小規模施設整備事業を支援します。
- ・ 市村と連携し、介護保険サービス事業者に対し、運営や介護報酬算定等の基準について周知徹底させ、より高いレベルでの運営を指導します。
- ・ 市村が実施する地域福祉事業（高齢者）を支援します。
- ・ シニア大学松本学部の運営し、概ね 60 歳以上を対象として、仲間とともに、健康でいきいきと社会参加活動を実践する者を養成します。

■ 市村

- ・ 各市村の第 5 期介護保険事業計画及び老人福祉計画等（平成 24 年度～26 年度）に基づいて、小規模特養や認知症対応型グループホームなど地域密着系サービスを計画的に整備します。
- ・ また、地域包括支援センター機能の充実や介護保険事業者との連携強化により、地域包括ケアを推進します。
- ・ 松本市社会福祉協議会等が設置する成年後見支援センターの運営を支援するなど、認知症高齢者の権利擁護に取り組みます。

## ◆基本施策（４）－３

### 障害者がいきいきと安心して地域で暮らすための支援の充実

#### 現状

- ・ 松本地域における障害者数は、３障害（身体・知的・精神）ともに増加傾向にあり、身体障害者が 18,945 人、知的障害者が 3,008 人で、精神保健福祉手帳の交付者数が、2,742 人となっています。（平成 24 年 3 月 31 日現在）
- ・ 平成 18 年の障害者自立支援法の施行に伴い、障害者が地域生活を送る上で必要となるグループホーム・ケアホーム等「住まいの場」及び就労継続支援施設等「就労や日中活動の場」の環境整備や相談支援体制の充実等が進められています。
- ・ 松本地域の企業等における障害者の雇用率は 1.86%であり、県平均の 1.82%を若干上回っています。（平成 23 年 6 月現在）

#### 課題

- ・ 「長野県障害者プラン」に基づき、障害者が安心して暮らせる地域づくりと社会参加の促進に向け、地域における住まいの場や日中活動の場の環境整備、相談支援体制の強化等、福祉サービスの一層の充実が必要となっています。
- ・ 自立支援協議会、企業、関係機関等との連携協力による更なる障害者の就労を促進する必要があります。
- ・ 適切な指定障害福祉サービスのための事業者実地指導を充実する必要があります。



#### 目指す姿

「障害のある人もない人もお互いに個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として『居場所と出番』を見出すことのできる社会」の実現を目指します。

#### 施策の方向性

- ① 障害者が必要とする福祉サービスを受けられるよう、県と市村が連携をしながら、事業者への支援を行うとともに、障害福祉サービスの円滑な実施を図ります。
- ② 障害者の就業を積極的に支援し雇用を促進します。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 市村と連携し、障害福祉サービス事業者に対し、運営や報酬算定等の基準について周知徹底させ、より高いレベルでの運営を指導します。
- ・ 新体系サービスの基盤整備等に係る施設・設備改修を支援します。
- ・ 障害者総合支援法（平成 25 年 4 月施行）に基き、相談支援事業を始めとする圏域の障害福祉に関するシステムづくりを、県・市村・事業者等により組織する自立支援協議会を通じて協議します。
- ・ 市村の実施する地域福祉事業（障害者支援事業）を支援します。
- ・ 求人開拓員による職業相談や職業紹介など就職困難者の就業を積極的に支援するとともに、障害者の雇用を促進するため、障害者の能力、適正及び地域の障害者雇用ニーズに対応した多様な職業訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施します。

■ 市村

- ・ 県と連携し、障害福祉サービス事業者に対し、運営や報酬算定等の基準について周知徹底させ、より高いレベルでの運営を指導します。
- ・ 自立支援協議会や障害者総合支援センターと連携し、障害（児）者の状況に即した障害者サービスを提供します。
- ・ 関係機関と連携し、訓練や就労の確保、グループホーム、ケアホームの拡充の支援及び相談支援体制の整備を図ります。
- ・ 松本市社会福祉協議会等が設置する成年後見支援センターの運営を支援するなど、障害者の権利擁護に取り組みます。

#### ◆基本施策（４）－４

### 健康づくり、生活習慣病対策の推進

#### 現状

- ・生活習慣病が増加しており、死因の半数以上が、悪性新生物（がん）、脳血管疾患（脳卒中）、心臓病のいわゆる３大生活習慣病となっています。松本地域は、脳血管疾患による死亡率は全国と比較して高くなっています。
- ・松本地域における３大生活習慣病による死亡率は、高いまま推移しています。
- ・自殺死亡率は、県全体及び全国とほぼ同じ水準となっています。

#### 課題

- ・住民一人ひとりの健康に対する意識を向上させるため、食育などの健康増進対策及び生活習慣病対策の推進が求められています。
- ・がんの早期発見のため、検診受診率の向上が求められています。
- ・自殺者の減少に向けた効果的な自殺防止対策を推進する必要があります。



#### 目指す姿

すべての人たちが、健康ではつらつと、生きがいを持って生活し、実り豊かな人生を送ることができる社会の実現を目指します。

#### 施策の方向性

- ① 生活習慣病の予防を目的とした食習慣を身に付けた人の増加に取り組みます。
- ② たばこの害から身を守るよう取り組みます。
- ③ がんの早期発見に努めます。
- ④ 自殺対策を含めたこころの健康づくりの推進に努めます。
- ⑤ 運動習慣のある人の増加に努めます。
- ⑥ 健康づくりを進める人材の育成に努めます。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・市村と連携し、野菜を食べようキャンペーンの実施、３つの星レストランの登録の推奨、食事バランスガイド説明会の開催など、食育に関する取組を推進します。
- ・市村と連携し、おいしい空気の施設の登録推奨、防煙教室出前講座の実施など、たばこ対策に関する取組を推進します。
- ・市村と連携し、がん予防研修会の開催、検診率向上のための啓発など、がん対策に関する取組を推進します。
- ・自殺対策啓発の実施など、こころの健康づくり対策に関する取組を推進します。
- ・食生活改善推進員・ゲートキーパーなど健康づくりを進める人材の育成に努めます。

##### ■ 市村

- ・県等と連携し、市村健康増進計画を策定し、計画に沿った健康づくりを進めます。
- ・県等と連携し、野菜を食べるなどの食事バランスのわかりやすい考え方の周知、地産地消や食品ロス対策につながる３つの星レストランの登録の推奨など、食育に関する取組を推進します。
- ・県等と連携し、特定健診の受診率の向上と特定保健指導による生活習慣病予防を目指します。



- 県等と連携し、がん予防研修会の開催、検診率向上のための啓発など、がん対策に関する取組を進めます。
- 県等と連携し、熟年体育大学、健康づくり教室など住民主体の健康づくり実践型講座を実施します。

## ◆基本施策（４）－５

### ハード・ソフト対策が一体となった安全・安心で災害に強い地域づくり

#### 現 状

- ・ 松本地域は急峻な地形と糸魚川静岡構造線による断層や褶曲が発達した複雑な地質のため、土砂災害危険箇所が多数存在し、古くから河川の氾濫、地すべりや土石流などの土砂災害などが多発しています。
- ・ 奈良井川を始めとした市街地を流れる河川の多くは、依然として流下能力が小さく、浸水被害の危険性が存在しています。
- ・ 各市村では、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したハザードマップの作成が順次進められています。

#### 課 題

- ・ 河川や砂防施設の計画的な整備が必要です。
- ・ 土砂災害警戒区域等の指定及びハザードマップの作成が必要となっています。



#### 目指す姿

ソフト・ハード対策を効果的に組み合わせた減災対策を推進し、自然災害による被害を最小限に抑え、住民の生命と財産を守ります。

#### 施策の方向性

- ① ハード対策として、河川、砂防及び治山の施設整備を推進します。
- ② ソフト対策として、砂防基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を行います。
- ③ 作成されたハザードマップを基にした安全・安心で災害に強いまちづくりを推進します。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 土石流が発生するおそれがあり、緊急に対策が必要な溪流について、砂防・治山施設の整備を進めます。
- ・ がけ崩れにより家屋に損害を及ぼすおそれがあり、緊急に対策が必要な箇所について、急傾斜地対策施設の整備を進めます。
- ・ 地すべり発生のおそれのある斜面について、地すべり対策施設の整備を進めます。
- ・ 治水効果を高めるための河川施設の整備を進めます。
- ・ 土砂災害防止法に基づく砂防基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を行い、ハザードマップ作成の支援を行います。

##### ■ 市村

- ・ ハザードマップを作成します。
- ・ ハザードマップを利用し、災害発生時には住民などが迅速・的確に避難を行うことができるよう情報提供することで、二次災害発生予想箇所を避けることができ、災害による被害の低減を図ります。

## ◆基本施策（４）－６

### 災害に強く安全な道路の整備

#### 現状

- ・ 松本地域では災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、長野県地域防災計画において、第一次震災対策緊急輸送路が 12 路線、第二次震災対策緊急輸送路が 13 路線、それぞれ定められています。
- ・ 他圏域や地方中心都市を結ぶ緊急輸送路、避難路、連絡道路に未整備の狭隘部や脆弱部などが存在しています。

#### 課題

- ・ 大規模災害等における県と市村の役割分担を確立する必要があります。
- ・ 緊急輸送路、避難路、連絡道路における狭隘部や脆弱部の整備推進が必要です。
- ・ 緊急輸送路に架かる橋梁の耐震補強及び老朽化対策が必要です。



#### 目指す姿

災害時の道路及び橋梁の被害が緊急物資の輸送及び防災活動等の妨げにならないよう、災害に強い道路・橋梁づくりを進め、安全で円滑な道路交通を確保します。

#### 施策の方向性

- ① 道路や橋の防災・補修対策により、災害時の緊急輸送路を確保します。
- ② 未整備により交通の支障となっている狭隘部や脆弱部の改良等により、安全で円滑な道路交通を確保します。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 道路法面からの落石などを未然に防止する施設の整備を進めます。
- ・ 橋梁の耐震補強や老朽化対策を進めます。
- ・ 未整備の狭隘部や脆弱部の道路整備を進めます。

##### ■ 市村

- ・ 大規模な災害に備え策定した市村の地域防災計画に沿って、パトロール等を行い被害状況を把握し、関係機関と連携を図り、交通規制、応急工事を行います。
- ・ 市村が定めた耐震補強や老朽化対策が必要な箇所の対策に引き続き取り組みます。

## ◆基本施策（４）－７

### 地震、火山噴火等に備えた防災体制の強化及び建築物耐震化の推進

#### 現状

- ・ 松本地域は、南北に縦断する「糸魚川－静岡構造線断層帯」を抱え、今後 30 年以内にM8クラスの地震が14%の確率で発生するとされており、大きな被害発生が想定されています。
- ・ 松本地域には、焼岳・乗鞍岳・アカンダナ山の3つの活火山があります。特に、焼岳は、「活動度が高い活火山」（気象庁）とされており、平成23年には、気象庁の「噴火警戒レベル」の導入にあわせ、防災行動の指針となる「焼岳火山防災計画」が策定されています。
- ・ 昭和56年以前の住宅は、耐震性能がこれ以降のものに比べると劣るものが多数あり、大規模地震に被災した場合、大きな被害を受ける可能性が高まっています。

#### 課題

- ・ 様々な危機管理事象に対し迅速かつ的確に対応できる体制を整備する必要があります。
- ・ 災害の多様化・大規模化に対応するための関係防災機関による連携が必要です。
- ・ 自主防災力の向上が求められています。
- ・ 総合的な火山防災対策の推進と県境を越えた関係防災機関の連携が必要です。
- ・ 耐震性能の劣る建築物について、耐震性能の向上が必要です。



#### 目指す姿

地震や火山噴火等の自然災害に備え、危機管理体制を整備するとともに、関係防災機関との緊密な連携の下、地域防災力の向上に努め、想定される被害の軽減を図ります。また、県民の生命及び財産を保護するため、建物の耐震化を促進します。

#### 施策の方向性

- ① 災害など危機管理事象が発生した際に、迅速に対応できる体制の整備を図ります。
- ② 自主防災組織の設置・育成を支援し、自助・共助の取組を進めます。
- ④ 岐阜県、長野県両県の関係機関と連携し、焼岳の火山防災対策を推進します。
- ⑤ 建築物の耐震診断の実施と、耐震診断の結果、耐震性能の劣る建築物への改修を支援します。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 災害対策本部松本地方部の初動体制を確保するために総合防災訓練などを実施するとともに、市村など関係機関との緊密な連携関係を構築し、災害時に迅速に対応できる体制を整えます。
- ・ 自治組織等が取り組む自主防災組織の設置・育成を支援します。
- ・ 「焼岳火山噴火対策協議会」を通じ、両県の関係防災機関との緊密な連携の下、焼岳火山防災訓練の実施や火山防災マップを作成するなど、焼岳火山防災対策を推進します。
- ・ 住宅の耐震診断に要する経費、耐震改修工事に要する経費に対する助成を行うなど、住宅・建築物耐震改修の促進を図ります。

##### ■ 市村

- ・ 市村地域防災計画に基づき、災害時に迅速に対応できる体制の整備を図ります。
- ・ 住民の支え合いや自主防災組織の組織化等自助・共助の取組を進めるなど、地域防災力の向上を図ります。
- ・ 「焼岳火山噴火対策協議会」を通じ、両県の関係防災機関との緊密な連携の下、焼岳火山防災訓練の実施や火山防災マップを作成するなど、焼岳火山防災対策を推進します。
- ・ 住宅の耐震診断に要する経費、耐震改修工事に要する経費に対する助成を行うなど、住宅・建築物耐震改修の促進を図ります。

## (5) 地域を支える人づくり

### ◆基本施策(5) - 1

#### 地域の教育力の向上及び子どもの健全な育成

##### 現状

- ・ 少子化に伴って、児童生徒数は減少傾向にあります。
- ・ 小中学校では、特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加が続いています。
- ・ 学校と地域の連携を図るため、地域ぐるみで学校教育活動を支援するボランティア組織やコーディネーターの配置を進めており、松本地域では3市村が「学校サポート事業」を実施しています。
- ・ 地域住民との交流や体験活動を目的にした「放課後子ども教室」の設置を進めており、松本地域では4市村に19箇所設置されています。(平成24年度)

##### 課題

- ・ 児童生徒の学力の向上が課題となっています。
- ・ 特別支援教育の充実を図る必要があります。
- ・ いじめを生まない学校づくりを推進するとともに、不登校児童生徒への支援を充実させる必要があります。
- ・ 学校支援体制の組織化やコーディネーターの配置により、学校と地域の課題を理解しあう場を整備する必要があります。
- ・ 「放課後子ども教室」など、放課後や休日等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりと健全な育成を推進するための取組を充実する必要があります。



##### 目指す姿

学校・家庭・地域が連携協力して地域の教育力の向上を図るとともに、子どもたちと地域住民との交流活動を支援し社会参加を促進することにより、子どもの健全な育成を図ります。

##### 施策の方向性

- ① 各学校の教育課題に柔軟に対応し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな支援・指導の充実を図ります。
- ② 子どもと地域の交流拠点としての地域とともにある学校づくりを推進します。
- ③ 放課後や休日等に子どもたちが安全で健やかに過ごせるとともに、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動などを行える活動拠点を設けます。

##### <具体的な施策・取組例>

###### ■ 県

- ・ 少人数学習集団編成、発達障害児童生徒等に対する支援など学校ごとの様々な教育課題に対応できるよう、活用方法選択型教員配置事業等により、柔軟な教員配置を行います。
- ・ 特別支援教育推進員の配置により、専門的な見地から市村教育委員会等からの相談に応じるとともに、必要な支援・助言を行います。
- ・ 不登校児童生徒地域支援チームの設置や不登校専門相談員の配置により、不登校児童生徒に対する取組を支援します。
- ・ 地域で支える学校サポート事業により出張講座等を実施し、学校サポート体制づくりを推進し、地域の教育力の向上を図るとともに、地域住民が自ら学んだ知識や経験などの生涯学

習の成果を活かせる場として、地域とともにある学校づくりを推進します。

- ・ 市村が実施する放課後子ども教室に対する支援や関係者に対する研修会を行い、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進します。また、こうした事業の指導者や活動ボランティアとして、大学との連携・協働を推進します。

■ 市村

- ・ 学校施設の改修を計画的に行うなど教育設備の充実を図ります。
- ・ いじめや不登校への対策として、相談員による相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 放課後子ども教室を実施し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設けます。

## ◆基本施策（５）－２

### 文化・スポーツの振興

#### 現状

- ・ ライフスタイルに応じた体力向上、健康の保持増進の機会を設けて、気軽にスポーツを楽しむことができる環境整備のため、総合型地域スポーツクラブの設置の推進や、児童生徒の体力向上事業を実施しています。
- ・ 松本平広域公園、松本文化会館など多くのスポーツ施設、文化施設が立地する条件を活かしたスポーツ・文化活動が行われています。
- ・ 豊かな自然環境や歴史などを背景に、数多くの伝統的な文化（財）が残されています。

#### 課題

- ・ 地域のニーズに即した運動環境の整備を促進する必要があります。
- ・ 子どもの体力向上を図る取組が求められています。
- ・ 文化財の保存・伝承に対する支援が求められています。



#### 目指す姿

住民に幅広い活動の場を提供し、文化・スポーツに親しむ環境づくりを目指します。

#### 施策の方向性

- ① 地域の実情に応じた総合型地域スポーツクラブの育成とクラブの安定運営に向けての支援を行います。
- ② 幼稚園・保育園・学校における子どもの体力向上に向けた取組の定着化を促進します。
- ③ プロスポーツチームとの交流や障害者スポーツの普及を行い、すべての人が楽しめる生涯スポーツを推進します。また、文化振興を推進します。そして、これらの活動を通じて住民の幅広い活動の場を提供します。
- ④ 伝統的な地域文化や文化財を保存・活用するとともに、後世へ継承します。

#### <具体的な施策・取組例>

##### ■ 県

- ・ 地域に根ざした生涯スポーツの拠点として定着できるよう、総合型地域スポーツクラブの創設・育成・自立に向けた取組を支援します。
- ・ 長野県版「運動プログラム」普及事業により、管内すべての市村で研修会を開催したり、小学校を始め幼稚園・保育園の教職員を対象とした体力向上のためのスキルアップ講座を実施します。
- ・ スポーツ天国を始めとしたスポーツイベントで、プロスポーツチームとの交流や障害者スポーツの普及を行い、すべての人が楽しめる生涯スポーツを推進します。
- ・ 文化財の修理等事業に対する補助を行い、文化財の保存・継承を推進します。

##### ■ 市村

- ・ 松本山雅FCやサイトウキネンフェスティバルなど、新たに地域に根付いたイベント等を活かしたスポーツ・文化の振興に引き続き取り組みます。
- ・ 地域公民館や図書館を核とした交流学習施設などの整備や機能の充実を図ります。
- ・ 美術館等の各種文化芸術施設の整備・充実を図るとともに、魅力ある企画を展開するなどし、より一層の豊かな地域文化の醸成を図ります。
- ・ 地域に根ざした生涯スポーツの拠点として定着できるよう、総合型地域スポーツクラブの



創設・育成・自立に向けた取組を支援します。

- ・ 幼児期からの運動あそびの普及促進など、体を動かすことの楽しさを感じられる仕組みや環境づくりを推進します。
- ・ スポーツ教室、スポーツイベントを開催するなど、地域住民のレクリエーション活動への参加機会の拡大を図ります。
- ・ 文化財の修理等事業に対する補助を行い、文化財の保存・継承を推進します。

◆基本施策（５）－３

多様な担い手が協働した地域づくりの推進

現状

- ・ 松本地域のNPO法人数は平成24年度現在190法人と県内で2番目に多く、分野別では、保健医療福祉増進、まちづくり推進、社会教育の順となっています。
- ・ 近年NPO法人の新規設立の伸びは鈍化していますが、松本地域の地域づくり団体については、法人化していない任意団体が多いことも特徴的です。
- ・ 松本地域では、地域づくり団体やNPO（公共的団体）を始めとした多様な主体により、「地域発 元気づくり支援金」を活用した数多くの地域づくり事業が実施されており、採択事業の件数は着実に増加しています。（平成19年度:49件、平成24年度:106件）
- ・ 地域づくり団体等の活動を支援する独自の助成制度を有している市村があり、村部では、行政との協働による地域づくりの取組が行われているところもあります。

現状

- ・ 多様な担い手が協働した地域づくりが推進されるよう、住民が自主的・主体的な活動を行うための環境整備が必要です。
- ・ NPO法人設立に当たっての相談や管理運営面への助言など法人活動への支援が必要です。
- ・ 県民が自主的、主体的にNPO・ボランティア活動に取り組む意識の醸成や参加促進を図る必要があります。



目指す姿	自主的・主体的に地域づくりを目指す活動を支援し、地域の活性化を図ります。
<p>施策の方向性</p> <p>① 多様な担い手による地域づくりを支援します。</p> <p>② NPO法人などによる新たな公共支援の取組を推進します。</p>	

<具体的な施策・取組例>

■ 県

- ・ 地域づくり団体等が自主的かつ主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的な事業に対する支援を行います。
- ・ NPO等と県及び市村の協働を推進するとともに、多様な担い手からなる新しい公共の体制を構築し、問題解決を図っていく取組を支援します。
- ・ 講座の開催、相談、啓発等により、NPO法人の設立・運営を支援します。

■ 市村

- ・ 地域づくり団体等の活動に対する助成等により、自主的かつ主体的に取り組む地域づくりを支援します。
- ・ 専門のコーディネーターを設置し、地域づくり団体等の活動支援を行います。